

2024 年（令和 6 年）6 月 3 日

豊中市従業員労働組合

執行委員長 松本 真次 様

豊中市長 長内 繁樹



2024 現業統一闘争に係る要求について（回答）

2024 年 5 月 27 日付豊従発 24-08 で要求のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 廃棄物行政の確立に関する制度・政策要求について

（1） 家庭系ごみ排出実態調査の結果に基づき、中長期的なごみ減量・リサイクル率向上 の取組みを進めること。

（2） プラスチック資源循環促進法に基づく包括的な資源循環の取組みを促進すること。

【（1）（2）回答】

令和 6 年度に実施する家庭系ごみ排出実態調査の結果を踏まえ、「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」の推進に向け、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づくプラスチック資源循環をはじめとした施策を検討していく。

（3） 地域住民や公共施設に向けた、ごみの分別及び発生抑制、並びにまちの美化活動への意義や重要性を唱える様々な情報発信を継続し、循環型社会の形成に努めること。

【回答】

分別収集やごみ減量・リサイクルの推進・まち美化の意義について、引き続き地域説明会、出前講座、環境学習、美化啓発行事を実施し、市民等への説明を行うとともに、廃棄物施策推進の取組みをお知らせする「ハッピーごみ減量通信」の全戸配布など、多様なツールを活用した効果的な情報発信を行っていく。

また、廃棄物減量等推進員と協働して、ごみの減量計画の進行並に地域で抱える課題解決を図るため地域に密着したごみの減量、再資源化を推進している。

（4） 市の処理責任を果たすため、適正処理困難物の取り扱いについて中間処理施設との協議を行い、具体的な適正処理ルートの確保と処理方法を確立すること。

【回答】

中間処理施設には、適正処理困難物の受け入れ及び搬入検査の柔軟な対応を要望していく。

- (5) ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐとともに、除去費用負担の確保及び制度の抜本的な改正を、国・府・関係機関に働きかけること。

【回答】

ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐため、引き続き関係機関と連携していくとともに、除去費用の負担及び制度の抜本的な改正を国等に働きかけていく。

- (6) ふれあい収集などの地域包括ケアに基づく施策の維持とともに、高齢化社会に対応できる取組みを確保すること。

【回答】

これまで、ふれあい収集については、必要な市民に必要なサービスを提供できるよう関係者と調整してきたところである。引き続き、必要な市民にサービスを提供していく。

2. 職場の活性化について

- (1) 職場の活性化につながる取り組みを充実させるとともに、その予算の確保に努めること。また、新たな適性の発見や学びを得られる研修等の推薦に努めること。

【回答】

職員研修については、全職員を対象にした研修を実施するなど、引き続きその充実を図るため予算の確保に努めていきたい。

- (2) 職場全体の連携力を高めるため、意見やアイデアを発しやすい職場環境を構築すること。

【回答】

全庁的に実施されている制度などを活用し、職員同士がよりコミュニケーションをとるとともに、連携しやすくなる職場環境の構築を検討していく。あわせて、個別の課題が生じた場合は都度対応する。

- (3) 定年延長制度完成までの過渡期における再雇用職域の取り扱いについては、慎重かつ柔軟な対策を構築すること。

【回答】

過渡期における再雇用職域の取り扱いについては、市労連での議論を踏まえた上で、労使で議論を行っていく。

3. 賃金等の課題について

国が進める技能職への不当な賃金削減は行わず、職責に応じた給与制度を構築すること。また、合意に基づかない賃金公表は行わないこと。

【回答】

賃金等の課題については、要求の趣旨は理解するが、市全体にかかわる制度の問題であるため、市との協議の場である賃金検討委員会で引き続き協議されたい。

4. 直営の業務体制について

- (1) 直営の安定性・柔軟性・即応性を活かした市民サービスを提供すること。また、災害等の非常事態時において、その特性を最大限に発揮するための人員及び機材の確保に努めること。

【回答】

これまでの経験を活かした市民サービスの向上と迅速かつ効果的な災害時対応をめざした業務運営を引き続き行っていく。また、人員や機材に不足が生じた際には速やかに確保する。

- (2) 新規事業や業務拡充・存廃など、労働条件の変更に関わる事案については、事前協議を行うこと。
また、協議に基づき合意した事項については、覚書・確認書・協定書など書面により締結すること。

【回答】

労働条件に関しては、従来どおり労使協議を尊重する姿勢に変わりはなく、合意した事項については、これまでも確認書（協定書）を取り交わしてきたところであり、今後においてもその姿勢を堅持していきたい。また、事前協議並びに確認書の履行についても、これまでも真摯に対応してきたところであり、今後においてもその姿勢を堅持していく。

5. 委託業務について

- (1) 委託業務については、引き続き労使によるチェック体制を確立すること。

【回答】

収集運搬業務委託については、契約書、仕様書に明示した業務内容を着実に履行しているかどうかの確認が必要と考えており、適正な業務執行の確保を図るため、モニタリング評価を実施しているところである。

- (2) 受託事業者に対しては、委託責任者として就業規則及び服務規律を評価するとともに法令遵守の徹底を図ること。

【回答】

委託契約にあたっては、今後も適正な契約が行われるよう対応していく。

(3) 業務委託の入札方式は、当該業務内容に適した決定方法を導入すること。

【回答】

業務委託を実施する場合はそれぞれ業務内容に適した入札制度を導入していく。

6. 労働安全衛生体制の確立と充実・運営について

(1) 清掃事業における安全衛生管理要綱を周知徹底し、事業場安全衛生委員会で議決された事項については全職員に情報提供すること。

【回答】

安全衛生対策の充実・強化については、豊中市職員安全衛生管理規則等に基づき、事業場安全衛生委員会において安全衛生対策についての議論等が行われており、今後とも事業場安全衛生委員会での議論経過等を尊重するとともに、豊中市中央安全衛生委員会との連携を強化しつつ、職員の安全と健康の確保が図られるよう努める。

(2) 事業場安全衛生委員会の委員の選定にはいかなる要件も設けないこと。

【回答】

事業場安全衛生委員会の委員については、労働安全衛生法をはじめとした関係法規に基づき指名しているが、職員の意思も尊重していきたい。

(3) 労働災害・公務災害発生時における労働基準監督署の届出は速やかに行うとともに、事業場安全衛生委員会を開催し、再発防止に努めること。

【回答】

公務災害が発生した場合は、速やかに市の窓口である総務部職員課を通じて、地方公務員災害補償基金大阪府支部へ公務災害認定請求を行うとともに、災害の状況に応じて淀川労働基準監督署へ関係書類の提出を行っているところである。

また、公務災害が発生した際には、事業場安全衛生委員会へ災害状況の報告を行う中で、発生原因の検証と再発防止に向けて取り組んでいるところである。

(4) 業務上の安全性を確保するため、市民に対しては豊中市廃棄物処理計画の協力と理解を求めるとともに、収集体制及び作業手順等を必要に応じて見直すこと。

【回答】

収集作業に伴う危険性を排除するため、引き続き市民に対して多様なツールを活用し市の施策に協力するよう働きかける。また、安全性を確保するため、必要に応じて作業手順等の見直しを行う。

(5) 職場のメンタルヘルス対策については「心の健康づくり実施計画」を踏まえながら、予防・相談体制の充実を図り、きめ細やかな対策を講じること。

【回答】

メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり実施計画」に基づき取り組んでいく。

(6) 車両火災の原因を究明するとともに、再発防止等の安全対策を講じること。

【回答】

車両火災が発生した際は、迅速に原因究明に努めたい。また再発防止策については、車両火災発生現場の周辺住民に対して、車両火災の発生とごみの分別の周知ビラを配布するとともに、ホームページや広報誌等を通じて市民周知に努めているところであるが、引き続き様々な媒体を通して市民周知に努めていく。

(7) 災害・感染症における危機管理体制及び機材・備品等を確保すること。また、事業を続行するために労働条件上の変更が生じる場合は、速やかに組合と労使協議を行い、臨機な対策を講じること。

【回答】

災害時における危機管理体制については、「環境部環境事業所災害時対応マニュアル」を策定しており、機材・備品等についても一定備蓄確保しているところである。また、感染症蔓延時の対応については、「豊中市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」が平成23年11月に作成（令和2年3月修正）されており、これらに基づき事業を継続していく。事業を継続するにあたり、労働条件の変更等が生じる場合は、これまでどおり労使協議を行うとともに、臨機な対策を講じていく。

以上

